

# 指定給水装置工事事業者の指定の申請及び各種届出等に必要な書類チェックリスト

## 新規申請

※申請を受領後、指定基準に適合していると認めた場合、まず電話で連絡します。その際、説明会日時などについてお伝えします。

申請に必要な書類等	法人の場合	個人の場合	チェック欄
①指定給水装置工事事業者指定申請書 (施行規則様式第1)	○	○	
②給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (施行規則様式第3)	○	○	
③機械器具調書 (施行規則別表)	○	○	
④誓約書 (施行規則様式第2)	○	○	
⑤指定給水装置工事事業者指定更新時確認書	○	○	
「履歴事項全部証明書」(登記事項証明書) *発行日から3か月以内のもの	○	—	
「定款」の写し *現行のもの、原本証明が必要。	○	—	
「給水装置工事主任技術者免状」の写し、又は「給水装置工事主任技術者証(カード)」の写し	○	○	

## 主任技術者の変更

※変更があった日から30日以内に届出書を提出してください。提出が遅れた場合は、遅延理由の添付が必要です。

届出に必要な書類	法人の場合	個人の場合	チェック欄
②給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (施行規則様式第3)	○	○	
「給水装置工事主任技術者免状」の写し、又は「給水装置工事主任技術者証(カード)」の写し	○	○	

※主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに選任届出書を提出してください。

## 名称または氏名の変更

(注1)

※変更があった日から30日以内に届出書を提出してください。提出が遅れた場合は、遅延理由の添付が必要です。

届出に必要な書類	法人の場合	個人の場合	チェック欄
⑥指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (施行規則様式第10)	○	○	
「履歴事項全部証明書」(登記事項証明書) *発行日から3か月以内のもの	○	—	
「定款」の写し *現行のもの、原本証明が必要。	○	—	
⑦指定給水装置工事事業者証再交付申請書 (変更後の事業者証が必要な場合のみ)	△	△	

## 代表者の変更

※変更があった日から30日以内に届出書を提出してください。提出が遅れた場合は、遅延理由の添付が必要です。

届出に必要な書類	法人の場合	個人の場合	チェック欄
⑥指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (施行規則様式第10)	○	—	
「履歴事項全部証明書」(登記事項証明書) *発行日から3か月以内のもの	○	—	
「定款」の写し *現行のもの、原本証明が必要。	○	—	
④誓約書 (施行規則様式第2)	○	—	
⑦指定給水装置工事事業者証再交付申請書 (変更後の事業者証が必要な場合のみ)	△	—	

## 役員の変更

※変更があった日から30日以内に届出書を提出してください。提出が遅れた場合は、遅延理由の添付が必要です。

届出に必要な書類	法人の場合	個人の場合	チェック欄
⑥指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (施行規則様式第10)	○	—	
「履歴事項全部証明書」(登記事項証明書) *発行日から3か月以内のもの	○	—	
④誓約書 (施行規則様式第2)	○	—	

## 所在地または住所の変更

※変更があった日から30日以内に届出書を提出してください。提出が遅れた場合は、遅延理由の添付が必要です。

届出に必要な書類	法人の場合	個人の場合	チェック欄
⑥指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (施行規則様式第10)	○	○	
「履歴事項全部証明書」(登記事項証明書) *発行日から3か月以内のもの	○	—	
「定款」の写し *現行のもの、原本証明が必要。	○	—	
⑦指定給水装置工事事業者証再交付申請書 (変更後の事業者証が必要な場合のみ)	△	△	

(注1) 個人の氏名の変更とは、個人事業者本人の氏名変更です。事業者の継承(相続、個人から法人へ等)の場合は、【廃止】の届出と【新規指定】の申請が必要です。

## 事業所の名称及び所在地の変更

※変更があった日から30日以内に届出書を提出してください。提出が遅れた場合は、遅延理由の添付が必要です。

届出に必要な書類	法人 の場合	個人 の場合	チェック 欄
⑥指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (施行規則様式第10)	○	○	
⑦指定給水装置工事事業者証再交付申請書 (変更後の事業者証が必要な場合のみ)	—	△	

※再交付は個人の事業所の名称変更(屋号の変更)のみです。

## 電話番号の変更

届出に必要な書類	法人 の場合	個人 の場合	チェック 欄
⑥指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (施行規則様式第10)	○	○	

## 事業の廃止または休止

※変更があった日から30日以内に届出書を提出してください。提出が遅れた場合は、遅延理由の添付が必要です。

届出に必要な書類	法人 の場合	個人 の場合	チェック 欄
⑧指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 (施行規則様式第11)	○	○	
「吹田市指定給水装置工事事業者証」	○	○	

## 事業の再開

※変更があった日から10日以内に届出書を提出してください。提出が遅れた場合は、遅延理由の添付が必要です。

届出に必要な書類	法人 の場合	個人 の場合	チェック 欄
⑧指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 (施行規則様式第11)	○	○	